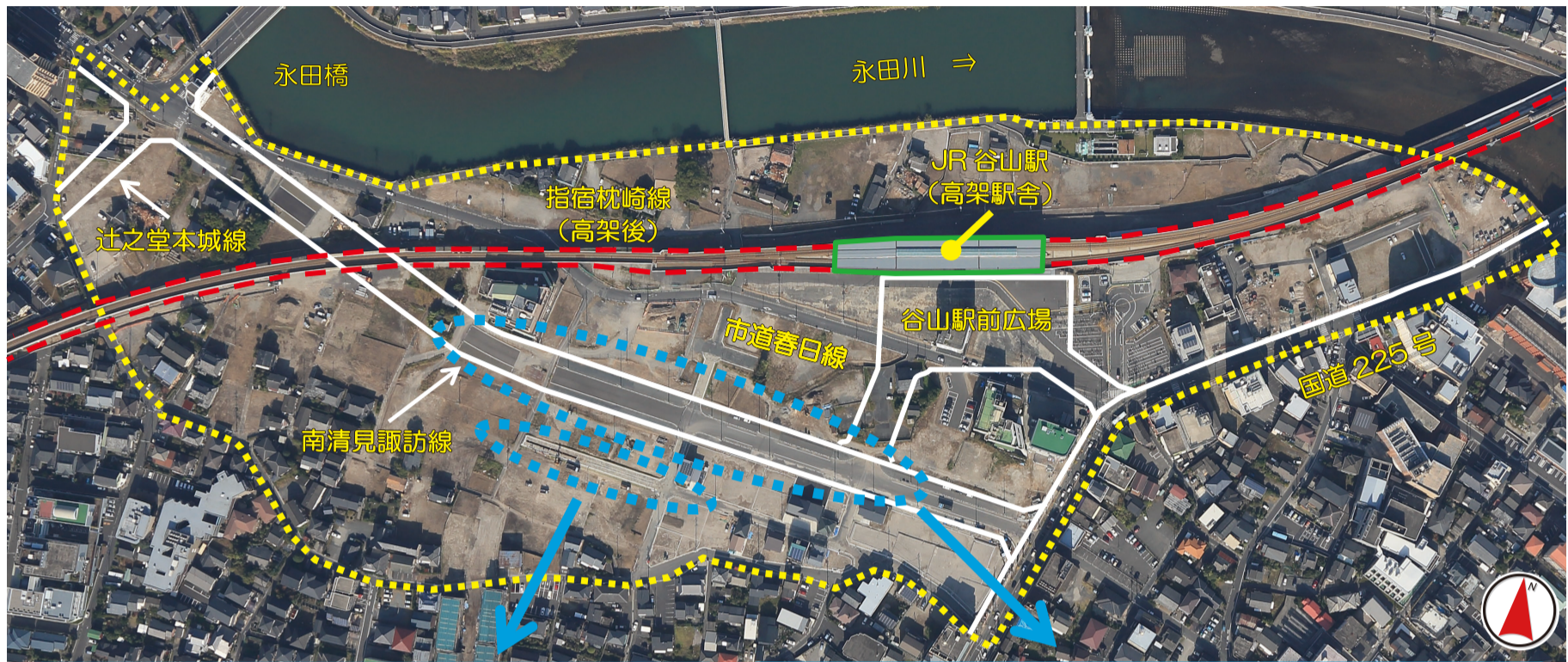


# 谷山駅周辺地区 第24号 区画整理だより

発行 鹿児島市 建設局 都市計画部 谷山都市整備課  
〒891-0141  
鹿児島市谷山中央5丁目26番7号

連絡先	谷山駅周辺地区係	TEL099-269-8435 (直通)
	補償係	TEL099-269-8437 (直通)
	工事係	TEL099-269-2141 (直通)
	谷山第二地区係	TEL099-269-8436 (直通)
	F A X	099-268-2602

谷山駅周辺地区航空写真 (平成28年12月撮影)



現在の谷山駅周辺地区



区画道路の工事を進めています。



南清見諏訪線などの工事を進めています。



国道225号の整備を進めています。  
(平成28年12月撮影)

厳しい寒さが続きますが、皆さまいかがお過ごしでしょうか。  
さて、今年度も皆さまのご理解・ご協力をいただきながら、事業を進めてきたところで、上の写真は平成28年12月に撮影した航空写真です。仮換地指定率は約92%となり、地区の南東を中心に、整備が完了した箇所から順次、仮換地をお返ししているところで、仮換地への新しい住宅の建築も進んでおります。仮換地をお返しできていないところにつきましても、仮換地をできる限り早くお返しできるように取り組んでまいります。  
また、今年度は多くの地権者の方と建物の移転協議を進めました。皆さまのご理解・ご協力に感謝いたします。  
工事につきましても、幹線道路「南清見諏訪線」、その周辺の区画道路の工事に加え、国道225号の整備工事を進めております。国道225号については、来年度の平成29年度中の施工完了を目指し、整備工事に取り組んでいるところです。  
今後建物移転等の協議を進めるとともに、道路築造などをおこない、電気、水道などのライフラインの整備、宅地の整備を進めてまいります。皆さまには大変ご迷惑をおかけしますが、事業の早期完了に向け、より一層、努力してまいりますので、引き続きご協力をお願いします。

仮換地指定状況図(平成29年1月1日時点)



仮換地指定の状況について

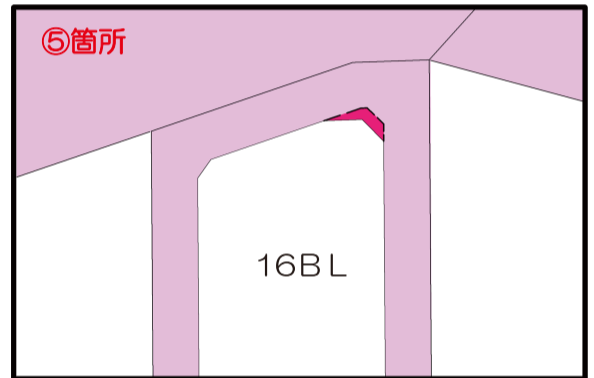
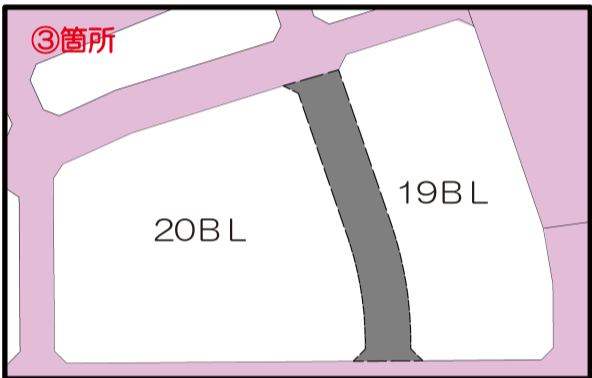
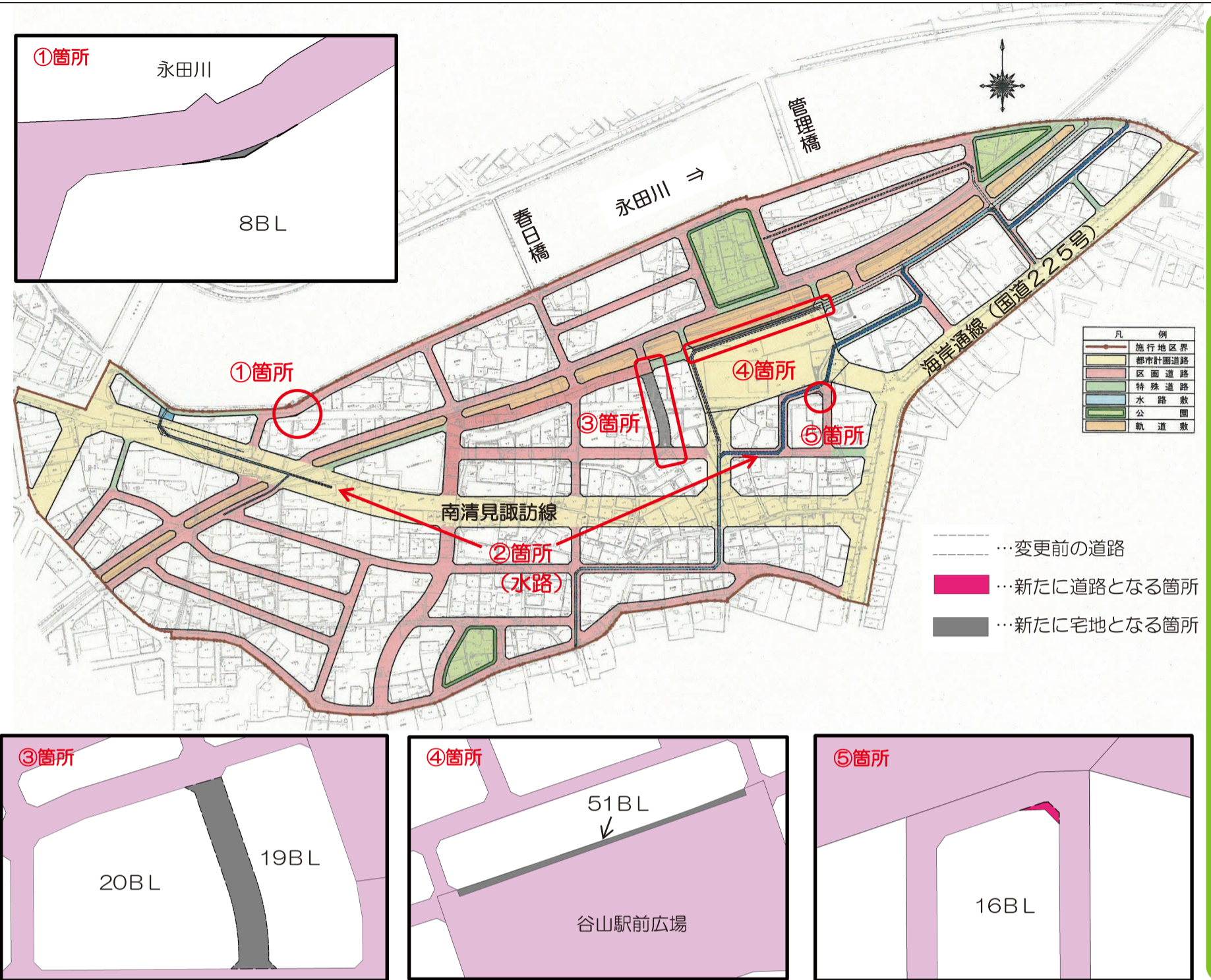
裏面もご覧ください



鹿児島市では、明治維新(1868年)から150年を迎える2018年(平成30年)までの期間、カウントダウンをしながら、その年ごとに、近代日本の礎を築いた鹿児島に関わりが深い出来事を題材にイベントをおこなってまいります。“維新のふるさと 鹿児島市”の取組みに、ご期待ください。



# 第2回事業計画変更について



谷山駅周辺地区土地区画整理事業につきましては、設計の概要の一部見直しをおこなうため、事業計画の変更の作業をおこないました。昨年6月25日に市の素案説明会を開催し、その後、縦覧を経て、鹿児島県知事から認可を受け、平成28年10月7日に第2回事業計画変更を公告しました。

素案説明会は多くの方々にご参加いただきました。誠にありがとうございました。

なお、今回の事業計画変更では、総事業費や施行期間の変更はございません。設計の概要を一部変更したものととなります。変更箇所は次の5箇所です。

- ① 区画道路の線形の変更
- ② 排水計画の見直しによる水路の変更
- ③ 区画道路の一部廃止
- ④ 新設街区の設定
- ⑤ 区画道路の線形の変更

③については、区画道路を廃止したことにより、19街区と20街区が一つの街区となります。

④については、谷山駅前広場を市とJR九州との協定広場として整備することから、JR九州の負担の用地を換地する街区です。

## 地区計画変更について

地区計画の変更については、昨年6月25日の説明会で市の素案を説明させていただきました。その後、縦覧を経て、鹿児島市都市計画審議会に諮り、平成28年12月26日に都市計画変更が告示されました。

今回の地区計画変更は、風営法等の関係法令が一部改正されたことを踏まえて、文言等を修正したものととなります。地区計画で規制する内容については、特に変更はございませんが、法令の改正により、住商複合地区A内の「準住居地域」ではダンスホール・ナイトクラブ等が建築可能となります。

第2回事業計画変更、地区計画変更について、ご不明な点がございましたら、谷山駅周辺地区係 (Tel099-269-8435) まで、お気軽にご連絡ください。

## 小宅地対策用地等の所有権移転について

現在、宅地造成等が完了した土地については、順次、仮換地をお返ししているところです。事前に市有地(小宅地対策用地・換地操作用地)の購入が決定している方には、市から土地をお返しする数か月前に市有地売却についてのご連絡させていただいておりますので、ご協力よろしく願います。

※小宅地対策用地・換地操作用地の購入を希望された方には事前に『小宅地対策用地等購入申請書』を提出していただいております。

## 皆さまへのお願い

次のような時には谷山都市整備課まで『届出』や『許可申請』が必要になります。

### 届出

- 登記名義人が変わったとき  
(変更後の登記簿謄本の写しをご準備ください)
- 住所を変更したとき
- 代理人を定めたとき
- 借地権の申告をするとき  
(他人名義の土地に建物などを所有する人)

### 許可申請

- 土地区画整理事業の施行地区内での建築物及び工作物の新築や増・改築、土地の形状の変更、または移動の容易でない物件の設置・堆積をおこなうとき  
(土地区画整理法第76条)